

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和6年5月31日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	4件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	5件
国民年金関係	4件
厚生年金保険関係	1件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300788号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400019号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間④の賞与支払年月日を平成24年8月11日とし、標準賞与額を10万5,000円に訂正することが必要である。
平成24年8月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。
事業主が請求者に係る平成24年8月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。
- 2 請求者のA社における平成24年8月11日の標準賞与額については、10万5,000円(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額)を20万9,000円に訂正することが必要である。
平成24年8月11日の訂正後の標準賞与額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。
- 3 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :
2 請求内容の要旨
請 求 期 間 : ① 平成17年12月
② 平成18年12月
③ 平成23年12月
④ 平成24年8月

請求期間①から④までの各期間にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の賞与の記録がないので、当該賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間④について、請求者から提出された賞与明細書、A社から提出された賃金台帳及び同社の回答により、請求者は、同社から請求期間④に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。
厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間④に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
したがって、請求期間④の標準賞与額については、賞与明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、10万5,000円とすることが妥当である。
また、請求期間④の賞与支払年月日については、賃金台帳により確認できる支給年月日から、平成24年8月11日とすることが妥当である。
なお、事業主が請求者の請求期間④に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否

かについては、A社は不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間④について、賞与明細書により確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間④に係る標準賞与額については、賞与明細書により確認できる賞与額から、20万9,000円とすることが妥当である。

ただし、請求期間④の訂正後の標準賞与額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求期間①、②及び③について、前述のとおり、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を認定するに当たっては、賞与額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認する必要があるところ、A社は、請求期間①、②及び③の各期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料を保管していない旨回答している上、請求者の請求期間①に係る住所地のB市並びに請求期間②及び③に係る住所地のC町は、それぞれ、保存年限経過のため当該各期間の給与収入額及び社会保険料控除額を確認できる資料はない旨回答していることから、請求者の請求期間①、②及び③の各期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①、②及び③の各期間に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間①、②及び③の各期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300751号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2400004号

第1 結論

平成19年9月から平成20年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年9月から平成20年1月まで

私は、請求期間に係る国民年金保険料を平成20年2月以降に自宅や勤務先近くのコンビニエンスストアにおいて年内中に月ごとに5回に分けて現金で納付し、領収証書については、その年の年末調整の際、勤務先に全て提出しているが、請求期間の国民年金保険料が未納とされているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、自宅や勤務先近くのコンビニエンスストアで請求期間の国民年金保険料を納付した旨主張しているところ、日本年金機構は、コンビニエンスストア各社に対する国民年金保険料の収納記録の照会には国民年金保険料の納付書のバーコード情報が必要であるが、納付書のバーコード情報の保存期間は当該納付書の発行年度の翌年度から起算して3年経過までである旨回答しており、請求期間に係る納付書のバーコード情報は保存期間を経過しているため、照会することができない。

また、国民年金保険料の納付受託取扱要領(令和5年4月)によると、コンビニエンスストア各店舗にて読み込ませたバーコード情報記載の領収(納付受託)済通知書は、3年を経過する年度末までコンビニエンスストア本部で保存することとされているが、請求期間に係る領収(納付受託)済通知書は、保存することとされている期間を既に経過している上、請求者が納付したと陳述するコンビニエンスストア(2店舗)は、いずれも、当時の資料を保管していない旨回答している。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の領収証書については、当時の勤務先での年末調整の際に提出した旨主張しているところ、当該勤務先の元事業主は、請求者の請求期間に係る関係資料は保管しておらず不明である旨陳述している上、当該勤務先の当時の顧問税理士も、法定の保存期間を超えているため当時の資料はない旨陳述しており、請求者の主張する事実を確認することができない。

加えて、A市税事務所及びB税務署は、いずれも、請求者に係る平成19年分及び平成20年分の資料は保存期間経過のため提供できない旨回答している。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300794号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400020号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成27年7月10日は46万8,000円、同年12月10日は55万6,000円に訂正することが必要である。

平成27年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成27年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年7月10日
② 平成27年12月10日

ねんきんネットで年金記録を確認したところ、A社から支給された請求期間①及び②の賞与記録がないことが分かった。

請求期間①及び②に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者から提出された取引推移一覧表及び同僚の賞与明細書から判断すると、請求者は、A社から請求期間①及び②に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の取引推移一覧表等により推認できる賞与額及び厚生年金保険料額から、請求期間①は46万8,000円及び請求期間②は55万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該各期間の賞与について、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300650号

厚生局事案番号 : 近畿(国)第2400005号

第1 結論

昭和59年*月から平成元年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年*月から平成元年3月まで

20歳となった当時、両親の国民年金保険料の集金のために、自宅に来ていたA県B市の職員に勧められ、母が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

平成元年4月に就職するまでの間、毎年、B市の職員が集金に来ており、母が当該職員を通じて国民年金保険料を納付してくれていた。

年金記録によると、請求期間が保険料納付済期間となっていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があるところ、請求者に係る記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、請求者の請求期間当時の住所地であったA県内で請求期間に払い出された記号番号の検索を行ったが、請求者に対する記号番号の払出しは確認できず、請求期間は国民年金に未加入であることから、制度上、請求者は国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者は、国民年金保険料の集金のために自宅に来ていたB市の職員を通じて、母が国民年金保険料を納付してくれていた旨主張し、請求者の母も同様の陳述をしているが、同市は、請求期間当時、国民年金の現年度保険料を納付することが可能であった場所は市役所の窓口及び金融機関であり、昭和58年4月より集金人及び納付組合は廃止された旨回答していることから、請求者及び請求者の母の主張は、請求期間当時の同市における国民年金保険料の収納方法と符合しない。

このほか、請求者又は請求者の母が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300810号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400021号

第1 結論

請求者のA社B支店(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和59年6月30日から同年7月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

昭和59年6月30日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和59年6月30日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年6月30日から同年7月1日まで

A社B支店に昭和54年4月1日から昭和59年6月30日まで勤務したため、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は同年7月1日となるどころ、年金記録では同年6月30日となっている。

私が保管する厚生年金基金加入員証及び厚生年金基金連合会から送付された年金支給義務承継通知書を提出するので記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険の記録、D企業年金基金の回答及び企業年金連合会から提出された中脱記録照会(回答)から判断すると、請求者は、昭和59年6月30日までA社B支店に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、前述の中脱記録照会(回答)の記録及び請求者のA社B支店における昭和59年5月の標準報酬月額から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和59年6月30日から同年7月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したが、厚生年金保険料については納付したか否かは不明と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300796号

厚生局事案番号 : 近畿(国)第2400006号

第1 結論

昭和54年*月から昭和60年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和34年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年*月から昭和60年3月まで

二十歳となった当時、母が私の国民年金の加入手続を行い、加入手続以降、昭和60年4月に共済組合に加入するまでの間は、母が国民年金保険料を納付してくれていた。

国の記録によると、請求期間は未納期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号は、昭和60年11月13日にA町(現在は、B市)において職権により払い出されており、オンライン記録における請求者の国民年金被保険者の資格取得(昭和54年*月*日)に係る処理年月日についても昭和60年11月13日であることを踏まえると、二十歳となったときに母が加入手続を行ったとする請求者の主張と符合しない。

また、前述の国民年金被保険者の資格取得に係る処理が行われるまでは、請求者は国民年金に未加入であることから、請求期間当時において国民年金保険料を納付することはできない上、国民年金法の時効に関する規定により、国民年金保険料を遡って納付することができる期間は2年とされていることから、当該資格取得に係る処理時点において、請求者が二十歳に到達する昭和54年*月*日に遡って被保険者資格を取得したとしても、請求期間の大半の期間について、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、A町が当時作成した請求者に係る国民年金被保険者台帳によると、備考欄には職権適用である旨及び徴収済記録欄には請求期間の各年度について国民年金保険料が未納である旨の記載が確認でき、オンライン記録における納付状況等と一致している。

加えて、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となるところ、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、請求者の請求期間当時の住所地であったC県で払い出された記号番号の検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者又は請求者の母が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300644号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400022号

第1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額を平成29年12月25日は49万7,000円、平成30年7月25日及び令和2年7月31日は50万円に訂正することが必要である。
平成29年12月25日、平成30年7月25日及び令和2年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。
事業主が請求者に係る平成29年12月25日、平成30年7月25日及び令和2年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。
- 2 請求者のA社における平成29年12月25日の標準賞与額については、49万7,000円(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額)を50万円に訂正することが必要である。
平成29年12月25日の訂正後の標準賞与額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :
- 2 請求内容の要旨
請求期間 : ① 平成29年12月25日
② 平成30年7月25日
③ 令和2年7月31日

請求期間①から③までの各期間にA社から賞与が支給され、当該各賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の賞与の記録がないので、調査の上、当該賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者及びA社から提出された賞与に係る明細書(以下「賞与明細書」という。)により、請求者は、請求期間①から③までの各期間において同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。
厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から③までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
したがって、請求期間①から③までの各期間に係る標準賞与額については、賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は49万7,000円、請求期間②及び③は50万円とすることが妥当である。
なお、事業主が請求者の請求期間①から③までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する

義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間①について、賞与明細書により確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間①に係る標準賞与額については、賞与明細書により確認できる賞与額から、50万円とすることが妥当である。

ただし、請求期間①の訂正後の標準賞与額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300624号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2400007号

第1 結論

昭和53年*月から昭和55年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年*月から昭和55年3月まで

私は19歳で結婚し、その年に20歳になり、国民年金の通知書や納付書が郵送されてきた。生活は苦しかったが、国民年金保険料を納付したのに、請求期間に係る国民年金保険料が未納となっている。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳になり、国民年金の通知書や納付書が郵送されてきたことから、生活は苦しかったが、国民年金保険料を納付したと陳述しているが、初めて国民年金の加入手続が行われた場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号は昭和55年8月22日に夫婦連番でA市において払い出されており、同番号の前後の任意加入被保険者の資格取得年月日及び保険料納付月から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は、同年7月頃に行われたものと推認でき、請求者の陳述する時期と符合しない。

また、国民年金法の時効に関する規定により、国民年金保険料を遡って納付することができる期間は2年であるところ、前述の国民年金の加入手続時点(昭和55年7月頃)において、請求期間に係る国民年金保険料は遡って納付することが可能であるが、請求者から国民年金保険料をまとめて遡って納付した旨の陳述はない。

さらに、請求期間の国民年金保険料を現年度納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となるところ、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

加えて、A市B課は、請求期間当時の国民年金の加入及び保険料納付記録の資料は保管していない旨回答している。

このほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300647号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400023号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和39年4月1日から昭和52年3月23日まで

昭和39年4月1日から昭和52年3月23日までの請求期間において、A事業所に勤務したが、当該期間に係る厚生年金保険の記録がない。

当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間前後の住宅地図において、請求者が記憶する地域に「A事業所」が所在していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録において、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない上、請求者は同事業所の事業主に対する照会を行わないでほしいとしていることから、請求者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険料控除及び厚生年金保険の取扱いについて、当該事業主に確認することができない。

また、請求者は請求期間において、自身の姉と一緒にA事業所に勤務していた旨陳述しているところ、当該請求者の姉は既に死亡していることから、同事業所における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料控除について、同人に確認することもできない。

さらに、請求者は生前に姉からA事業所において厚生年金保険に加入していたと聞いていた旨陳述しているところ、オンライン記録によると、請求者の姉に係る年金記録において、A事業所における厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。